香川県高等学校等奨学金償還金口座振替収納事務委託業務仕様書

１　業務名　　香川県高等学校等奨学金償還金口座振替収納事務委託業務

２　業務内容

香川県（以下「甲」という。）は、香川県高等学校等奨学金償還金に係る口座振替収納事務を受託者（以下「乙」という。）に委託する。

（１）収納の事務を委託する歳入

香川県高等学校等奨学金償還金

（２）収納方法等

乙は、地方自治法第 243 条の２に規定する指定公金事務取扱者となり、甲が指定する日（以下「口座振替日」という。）に、乙が提携する金融機関（以下「提携金融機関」という。）に有する納入義務者（以下「丙」という。）の預金口座（以下「指定預金口座」という。）から香川県高等学校等奨学金償還金を払出し、収納する。

なお、提携金融機関には、百十四銀行、香川銀行及びゆうちょ銀行を必ず含むものとし、甲が乙へ委託する口座振替収納事務の収納対象金額に係る払出処理については、別途乙が提携金融機関と締結する契約等に基づき行うものとする。

（３）口座振替日

毎月末日（ただし、月末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び金融機関の休業日にあたる場合はその翌日）とする。

（４）収納事務スケジュール

①預金口座振替依頼書の提出

ア　丙は、提携金融機関に有する普通預金口座のうち１口座を、香川県高等学校等奨学金償還金を口座振替により納付するための指定預金口座に定め、乙が定める預金口座振替依頼書（以下、「依頼書」という。）を甲に提出する。

イ　甲は、丙が提出した依頼書に必要事項を記入し、あらかじめ定められた日までに乙に提出する。

ウ　乙は、甲が提出した依頼書の記載事項を確認の上、提携金融機関の確認を得る。

エ　乙は、依頼書に印鑑相違その他明らかな不備事項を理由として提携金融機関の確認が得られなかったときは、これらを速やかに甲へ返戻する。

②請求依頼データの送付

甲は、収納明細を設定した請求依頼データを作成し、あらかじめ定められた日時までに乙へ送付する。

③口座振替による収納

乙は、口座振替日に、丙の指定預金口座から香川県高等学校等奨学金償還金を払出し、収納する。

④口座振替結果の報告

乙は、口座振替日の３日以内（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び金融機関の休業日を除く。）に口座振替結果を甲へ報告する。

⑤収納金の払込

乙は、口座振替日から起算して原則として３日以内に収納金を甲の指定金融機関等に払い込むこと。収納金を払い込んだときは、直ちに払込金額及び収入の内容等を甲へ報告すること。

ただし、標準仕様では、口座振替日から起算して３日以内に払い込むことができない場合は、甲の承認を得た上で、収納金の払込期限を延長することができる。

（６）連絡体制

乙は、トラブル発生時等の連絡体制を整備し、緊急時は迅速に対応すること。また、事故が発生したときは、直ちに甲へ連絡し、文書で報告すること。

（７）収納金の保全

乙は、収納金の保全のために適切な措置を講ずること。

（８）個人情報の保護

乙及び提携金融機関は、本業務の履行上知り得た一切の事項（丙に関する個人情報を含む。）の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理を行うものとする。

３　報告及び検査

乙は、口座振替日から１０日以内に業務の成果に関する報告書を作成し、遅滞なく甲に提出しなければならない。また、甲は、必要に応じて、収納事務の帳簿書類その他必要な物件の検査を行う。

４　経営状況の報告

甲は、必要に応じて、乙に対し、経営状況の報告を求めることができる。

５　その他

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙両者協議の上決定する。

６　参考

・預金口座振替依頼書提出時期　　令和８年１月以降随時提出予定
・口座振替収納予定件数（見込）　約 945 件／回